

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(徴税吏員に対する職務の指定)</p> <p>第4条の3 前条の規定により徴税吏員に命ぜられたものとされた職員（任期を定めて採用された職員を除く。）は、<u>法の規定により国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の規定を準用する場合における同法第1条第1項の収税官吏の職務を行う徴税吏員として指定されたものとする。</u></p> <p>(差押又は領置物件等の還付)</p> <p>第27条 徴税吏員は、<u>国税犯則取締法第7条第4項の規定により差押物件又は領置物件を還付し、又は同法第19条の規定により解除を命ぜられた差押物件を還付するときは、別に定める様式による差押・領置物件還付請求書を徴さなければならない。</u></p> <p>(犯則取締りに関する文書の様式)</p> <p>第28条 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 <u>国税犯則取締法第7条第1項</u></td><td>差押・領置調書</td></tr><tr><td>2 <u>国税犯則取締法施行規則（明治33年勅令第52号。以下この条において「施行規則」という。）第9条</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>3 <u>国税犯則取締法第19条</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>4 <u>施行規則第2条</u></td><td>差押・領置物件保管証</td></tr><tr><td>5 <u>施行規則第5条</u></td><td>差押・領置物件保管通知書</td></tr></tbody></table> <p>2 <u>施行規則第2条の規定による県税犯則事件差押・領置物件封印票の様式は、様式第5号によるものとする。</u></p>	条 項	書 類	1 <u>国税犯則取締法第7条第1項</u>	差押・領置調書	2 <u>国税犯則取締法施行規則（明治33年勅令第52号。以下この条において「施行規則」という。）第9条</u>	[略]	3 <u>国税犯則取締法第19条</u>	[略]	4 <u>施行規則第2条</u>	差押・領置物件保管証	5 <u>施行規則第5条</u>	差押・領置物件保管通知書	<p>(徴税吏員に対する職務の指定)</p> <p>第4条の3 前条の規定により徴税吏員に命ぜられたものとされた職員（任期を定めて採用された職員を除く。）は、<u>法第1章第16節に規定する職務を行う徴税吏員として指定されたものとする。</u></p> <p>(差押又は領置物件等の還付)</p> <p>第27条 徴税吏員は、<u>法第22条の17第1項の規定により領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件を還付し、又は法第22条の31の規定により解除を命ぜられた領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件を還付するときは、別に定める様式による領置・差押・記録命令付差押物件還付請求書を徴さなければならない。</u></p> <p>(犯則取締りに関する文書の様式)</p> <p>第28条 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 <u>法第22条の15</u></td><td>領置・差押・記録命令付差押調書</td></tr><tr><td>2 <u>法第22条の16第1項</u></td><td>領置・差押・記録命令付差押物件保管証</td></tr><tr><td>3 <u>法第22条の28第1項</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>4 <u>法第22条の31</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>5 <u>政令第6条の22の6第1項</u></td><td>領置・差押・記録命令付差押物件保管通知書</td></tr></tbody></table> <p>2 <u>政令第6条の22の2の規定による県税犯則事件領置・差押・記録命令付差押物件封印票の様式は、様式第5号によるものとする。</u></p>	条 項	書 類	1 <u>法第22条の15</u>	領置・差押・記録命令付差押調書	2 <u>法第22条の16第1項</u>	領置・差押・記録命令付差押物件保管証	3 <u>法第22条の28第1項</u>	[略]	4 <u>法第22条の31</u>	[略]	5 <u>政令第6条の22の6第1項</u>	領置・差押・記録命令付差押物件保管通知書
条 項	書 類																								
1 <u>国税犯則取締法第7条第1項</u>	差押・領置調書																								
2 <u>国税犯則取締法施行規則（明治33年勅令第52号。以下この条において「施行規則」という。）第9条</u>	[略]																								
3 <u>国税犯則取締法第19条</u>	[略]																								
4 <u>施行規則第2条</u>	差押・領置物件保管証																								
5 <u>施行規則第5条</u>	差押・領置物件保管通知書																								
条 項	書 類																								
1 <u>法第22条の15</u>	領置・差押・記録命令付差押調書																								
2 <u>法第22条の16第1項</u>	領置・差押・記録命令付差押物件保管証																								
3 <u>法第22条の28第1項</u>	[略]																								
4 <u>法第22条の31</u>	[略]																								
5 <u>政令第6条の22の6第1項</u>	領置・差押・記録命令付差押物件保管通知書																								

(条例第66条の2第2項の規定による不動産取得税の減免)

第40条の3 [略]

2 局長は、前項第1号の不動産の取得に対しては条例第66条第1項第1号の、前項第2号の不動産の取得に対しては条例第66条第1項第2号の例により、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

(不動産取得税の申告書等の様式等)

第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
5 条例第64条の3第2項又は法附則第11条の4第1項若しくは第4項	不動産取得税の減額申請書
5の2 条例第61条第4項又は第64条の2第2項	[略]
6 条例第62条第2項、第64条の2第4項、第64条の3第4項、第64条の4第4項、第64条の5第4項、第64条の6第4項若しくは第64条の7第4項又は法附則第11条の4第2項若しくは第5項	[略]
7 条例第63条、第64条の2第5項、第64条の3第5項、第64条の4第5項、第64条の5第5項、第64条の6第5項若しくは第64条の7第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）若しくは第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項若しくは第73条の27の3第3項において準	[略]

(条例第66条の2第2項の規定による不動産取得税の減免)

第40条の3 [略]

2 局長は、前項第1号の不動産の取得に対しては条例第66条の2第1項第1号の、前項第2号の不動産の取得に対しては条例第66条の2第1項第2号の例により、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

(不動産取得税の申告書等の様式等)

第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
5 条例第64条の3第2項又は法附則第11条の4第1項、 <u>第4項若しくは第6項</u>	不動産取得税の減額申告書
5の2 条例第61条第5項又は第64条の2第2項	[略]
6 条例第62条第2項、第64条の2第4項、第64条の3第4項、第64条の4第4項、第64条の5第4項、第64条の6第4項若しくは第64条の7第4項又は法附則第11条の4第2項、 <u>第5項若しくは第7項</u>	[略]
7 条例第63条、第64条の2第5項、第64条の3第5項、第64条の4第5項、第64条の5第5項、第64条の6第5項若しくは第64条の7第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）若しくは第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項若しくは第73条の27の3第3項において準	[略]

用する場合を含む。)又は法附則第11条の4第2項若しくは第5項	
8 条例第64条の3第7項、第64条の4第7項、第64条の5第7項、第64条の6第7項若しくは第64条の7第7項、 <u>法第73条の2第7項</u> 又は法附則第11条の4第2項若しくは第5項	[略]
[略]	

2 [略]

第55条 [略]

2 局長は、第59条に規定する身体障害者等に係る自動車取得税課税免除申請書の提出があったときは、当該申請書を提出する際に提示された身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車取得税免除申請済印を押印するとともに、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が条例第97条第1項第2号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を別に定める様式による自動車取得税・自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 [略]

(自動車税に係る納税済印の形式)

第67条の3 条例第104条第4項に規定する規則で定める納税済印は、様式第12号のとおりとする。

様式第2号（第7条関係）

(表)

(裏)

[略]

1 この証票を所持する者は、岩手県県税条例第2条第1号に規定する徴税吏員の身分を有する者であり、かつ、 <u>地方税法において準用する国税犯則取締法に規定する収税官吏の職務を行う徴税吏員</u> として指定された者であ

用する場合を含む。)又は法附則第11条の4第2項、 <u>第5項若しくは第7項</u>	
8 条例第64条の3第7項、第64条の4第7項、第64条の5第7項、第64条の6第7項若しくは第64条の7第7項、 <u>法第73条の2第8項</u> 又は法附則第11条の4第2項、 <u>第5項若しくは第7項</u>	[略]
[略]	

2 [略]

第55条 [略]

2 局長は、前条第1項に規定する身体障害者等に係る自動車取得税課税免除申請書の提出があったときは、当該申請書を提出する際に提示された身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車取得税免除申請済印を押印するとともに、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が条例第97条第1項第2号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を別に定める様式による自動車取得税・自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 [略]

(自動車税に係る納税済印の形式)

第67条の3 条例第104条第4項に規定する規則で定める納税済印は、様式第7号のとおりとする。

様式第2号（第7条関係）

(表)

(裏)

[略]

1 この証票を所持する者は、岩手県県税条例第2条第1号に規定する徴税吏員の身分を有する者であり、かつ、 <u>地方税法第1章第16節に規定する職務を行う徴税吏員</u> として指定された者である。
--

	<p>る。</p> <p>2 この証票は、県税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合、滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合又は県税の犯則事件に関する調査のため質問、検査、領置、臨検、捜索若しくは差押えを行う場合においては、必ず携帯しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>
--	---

[略]

様式第5号（第28条関係）

領置
 県税犯則事件差押物件封印票
 領置

年 月 日 差押え 領置
県税犯則事件差押物件 領置
[略]

[略]

様式第7号（第56条、第67条関係）

[略]

	<p>る。</p> <p>2 この証票は、県税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合、滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合又は県税の犯則事件に関する調査のため質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え若しくは記録命令付差押えを行う場合においては、必ず携帯しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>
--	--

[略]

様式第5号（第28条関係）

領置
 県税犯則事件差押物件封印票
 記録命令付差押

年 月 日 差押え 記録命令付差押え
領置 県税犯則事件差押物件 記録命令付差押
[略]

[略]

様式第7号（第56条、第67条の3関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則に定める別に定める様式（県税に関する犯則事件の処分に係るものに限る。）は、この規則の施行の日以後にした行為に係る県税に関する犯則事件の処分に係る通告書、通知書及び物件還付請求書について適用し、同日前にした行為に係る県税に関する犯則事件の処分に係る通告書、通知書及び物件還付請求書については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式第2号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。